

「居宅介護・重度訪問介護」 重要事項説明書

様（以下「利用者」という）に対するサービスの提供開始にあたり、
当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の
通り説明いたします。

◆目次◆

1. 事業所の概要	2
2. 実施地域及び営業時間	2
3. 職員体制	2
4. 提供するサービス内容	3
5. 利用料金	5
6. 緊急時・事故発生時の対応	10
7. 虐待防止に関する対応	11
8. 苦情、相談受付について	12

※当事業所は障害福祉サービス事業の指定を受けています
（栃木県指定 第 0910201185 号）

1 法人

事業者名称	株式会社 Real
代表者氏名	徳留 龍毅
本社所在地	栃木県足利市福富町 1068-1 黒田貸家 F 号棟
法人設立年月日	令和 7 年 6 月 6 日

2 事業所の所在地

事業所名称	ケアサポート Real
栃木県障害福祉サービス事業の指定事業所番号	障害福祉サービス(居宅介護・重度訪問介護)(第 0910201185 号)
事業所所在地	栃木県足利市福富町 1068-1 黒田貸家 F 号棟
連絡先 相談担当者名	080-8730-3764 徳留 龍毅
事業の実施地域	足利市、佐野市、館林市、邑楽町、太田市、大泉町
事業所が行っている他サービス	指定訪問介護 指定番号 第 0970203949 号(令和 7 年 7 月 1 日) 第一号訪問事業
サービスの対象者	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者 障害児(18 歳未満の身体障害児及び 18 歳未満の知的障害児)

3 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日(祝日含む)
営業時間	24 時間

4 サービス提供可能な日と時間帯

	通常時間帯 9 時 ~ 18 時	早朝 6 時 ~ 8 時	夜間 18 時 ~ 22 時	深夜 22 時 ~ 翌 6 時
月曜日から金曜日	○	○	○	○
土曜日・日曜日・祝日	○	○	○	要相談

(1) 時間帯により料金が異なります。

(早朝：25%・夜間：25%・深夜：50%割増加算)

割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

(2) 緊急連絡は、24 時間対応可能とします

5 事業所の職員体制

職種	人数	常勤	非常勤	備考
管理者	1	1		サービス提供責任者と兼務
サービス提供管理者	3	2		1 名は管理者と兼務
訪問介護員	6	3	3	サービス提供責任者も含む
事務職員等				

6 提供するサービスの内容

- (1) 事業所はサービス開始前にご利用者やご家族とよく話し合い内容を決定します。
ご利用者の自己決定、残存機能の活用、生活の継続性を守り、ご利用者の自立した生活の実現に向けた支援を提供します。
- (2) ご利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、サービス等利用計画書（セルフプラン含む）がある場合は、その内容を踏まえた個別支援計画書に定められます。
- (3) 事業所は「個別支援計画書」等に沿って以下のサービスをご利用者に提供します。

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
個別支援計画書の作成		利用者に係る相談支援専門員が作成したサービス等利用計画書に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた個別支援計画書を作成します。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助・清拭	入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	衣服の着脱の介助を行います。
家事援助	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
通院等介助		通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動（公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助を行います。

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
重度訪問介護 個別支援計画書		利用者に係る相談支援専門員が作成したサービス等利用計画書に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定め重度訪問介護個別支援計画書を作成します。
重度訪問介護サービスの提供		入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。また、病院、診療所、老人保健施設等、介護医療院（以下、病院等という）に入院、入所中に意思疎通の支援その他必要な支援を行います。

7 利用できないサービス

(1) 訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ・ 医療行為
- ・ ご利用者又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ・ ご利用者又はご家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ・ ご利用者の同居家族に対するサービス提供
- ・ ご利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ・ ご利用者不在時のサービス
- ・ ご利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食等
- ・ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ・ ご利用者又はご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(2) 上記②の「ご利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供について、具体的な内容は以下の通りになります。

- ・ 草むしり、花木の水やり、ペットのお世話等
- ・ 家具、電気用具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 窓のガラス拭き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 正月、節句等のための特別な手間をかけて行う料理
- ・ 来客の応接、留守番
- ・ 趣味活動や旅行等の外出同行
- ・ 自動車の洗車、清掃
- ・ 嗜好品の買い物
- ・ 預金の引き出し（同行は可能）

(3) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、相談支援事業所又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用 of 助言を行います。

(4) (3) におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外サービスとして、ご利用者の全額自己負担によってサービスを提供することが可能です。

介護保険外サービスをご利用の場合は、サービス等利用計画の策定段階におけるご利用者の同意が必要になることから、相談支援専門員に連絡し、サービス等利用計画書の変更の援助を行います。

8 居宅介護サービス利用料金

地域区分その他(1単位/10円)

※群馬県太田市のみ7級地(1単位/10.18円)

	算定項目	単位数	利用料	1割		利用料	1割
身体介護	(1) 30分未満	256	2560円	256円	→群馬県太田市のみ7級地	2606円	261円
	(2) 30分以上1時間未満	404	4040円	404円		4113円	411円
	(3) 1時間以上1時間30分未満	587	5870円	587円		5975円	598円
	(4) 1時間30分以上2時間未満	669	6690円	669円		6810円	681円
	(5) 2時間以上2時間30分未満	754	7540円	754円		7676円	768円
	(6) 2時間30分以上3時間未満	837	8370円	837円		8520円	852円
	(7) 3時間以上	921	9210円	921円		9376円	938円
	(8) 3時間以上以降は30分増すごとに加算	(+)83	830円	83円		845円	84円
生活援助	(1) 30分未満	106	1060円	106円		1079円	108円
	(2) 30分以上45分未満	153	1530円	153円		1558円	156円
	(3) 45分以上1時間未満	197	1970円	197円		2005円	201円
	(4) 1時間以上1時間15分未満	239	2390円	239円		2433円	243円
	(5) 1時間15分以上1時間30分未満	275	2750円	275円		2800円	280円
	(6) 1時間30分以上	311	3110円	311円		3166円	317円
	(7) 1時間30分以上以降は30分増すごとに加算	35	350円	350円		356円	36円
(身体介護を伴う) 通院等介助	(1) 30分未満	256	2560円	256円		2606円	261円
	(2) 30分以上1時間未満	404	4040円	404円		4113円	411円
	(3) 1時間以上1時間30分未満	587	5870円	587円		5975円	598円
	(4) 1時間30分以上2時間未満	669	6690円	669円		6810円	681円
	(5) 2時間以上2時間30分未満	754	7540円	754円		7676円	768円
	(6) 2時間30分以上3時間未満	837	8370円	837円		8520円	852円
	(7) 3時間以上	921	9210円	921円		9376円	938円
	(8) 3時間以上以降は30分増すごとに加算	83	830円	83円		845円	84円
(身体介護を伴わない)	(1) 30分未満	106	1060円	106円		1079円	108円
	(2) 30分以上1時間未満	197	1970円	197円		2005円	201円
	(3) 1時間以上1時間30分未満	275	2750円	275円		2800円	280円
	(4) 1時間30分	345	3450円	345円		3512円	351円
	(5) 1時間30分以上以降は30分増すごとに加算	69	690円	69円		702円	70円

(2) 重度訪問介護サービス利用料金

	算定項目	単位数	利用料	1 割		利用料	1 割
病院等に入院又は入所中以外の利用者	(1) 1 時間未満	186	1860 円	186 円	→群馬県太田市のみ7級地	1893 円	189 円
	(2) 1 時間以上 1 時間 30 分未満	277	2770 円	277 円		2820 円	282 円
	(3) 1 時間 30 分以上 2 時間未満	369	3690 円	369 円		3756 円	376 円
	(4) 2 時間以上 2 時間 30 分未満	461	4610 円	461 円		4693 円	469 円
	(5) 2 時間 30 分以上 3 時間未満	553	5530 円	553 円		5630 円	563 円
	(6) 3 時間分以上 3 時間 30 分未満	644	6440 円	644 円		6556 円	656 円
	(7) 3 時間 30 分以上 4 時間未満	736	7360 円	736 円		7492 円	749 円
	(8) 4 時間以上 8 時間未満 30 分増すごとに加算 (+85)	821	8210 円	821 円		8358 円	836 円
	(9) 8 時間以上 12 時間未満 30 分増すごとに加算 (+85)	1505	15050 円	1505 円		15321 円	1532 円
	(10) 12 時間以上 16 時間未満 30 分増すごとに加算 (+81)	2184	21840 円	2184 円		22233 円	2223 円
	(11) 16 時間以上 20 時間未満 30 分増すごとに加算 (+86)	2834	28340 円	2834 円		28850 円	2885 円
	(12) 20 時間以上 24 時間未満 30 分増すごとに加算 (+80)	3520	35200 円	3520 円		35833 円	3583 円

(3) その他加算(居宅介護・重度訪問介護一部共通)

	単位	利用料	1 割	→群馬県太田市のみ7級地	利用料	1 割
初回加算	(+) 200	2000 円	200 円		2036 円	204 円
緊急時対応加算 (月 2 回まで)	(+) 100	1000 円	100 円		1018 円	102 円
利用者負担上限管理加算 (月 1 回まで)	(+) 150	1500 円	150 円		1527 円	153 円
福祉専門職員等連携加算 (90 日の間、3 回を限度)	(+) 564	5640 円	564 円		5742 円	574 円
早朝 (6 時～8 時)	単位数の 25%増					
夜間 (18 時～22 時)	単位数の 25%増					
深夜 (22 時～翌 6 時)	単位数の 50%増					
訪問介護員 2 人対応	2 人分の利用料金となります					
特定事業所加算 (Ⅰ)	単位数に 20%増					
特定事業所加算 (Ⅱ)	単位数に 10%増					✓
特定事業所加算 (Ⅲ)	単位数に 10%増					
特定事業所加算 (Ⅳ)	単位数に 10%増					
特定事業所加算 (Ⅴ)	単位数に 5%増					
※人材の質の確保や訪問介護員の活動環境整備など、質の高いサービスを提供するための体制構築を目的とし算定されます。						
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	1 月につき (利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数について算定					× 41.7%
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) ✓						× 40.2%

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	※基本サービス+各種加算・減算の単位数 ※左記は居宅介護時の算定額 ※重度訪問介護の処遇改善加算率 （Ⅰ）34.3%（Ⅱ）32.8%（Ⅲ）27.3% （Ⅳ）21.9%	×34.7%
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		×27.3%
※介護職員処遇改善加算は、当該事業所が介護職員の資質向上の支援に関する計画の策定、 介護職員の賃金の処遇の改善をする施策を行っているため、全てのご利用者に対し加算されます。		

	算定項目	単位数	利用料	1割		利用料	1割
移動介護加算	(1) 1 時間未満	100	1000 円	100 円	→ 群馬県太田市のみ 7 級地	1018 円	102 円
	(2) 1 時間以上 1 時間 30 分未満	125	1250 円	125 円		1273 円	127 円
	(3) 1 時間 30 分以上 2 時間未満	150	1500 円	150 円		1527 円	153 円
	(4) 2 時間以上 2 時間 30 分未満	175	1750 円	175 円		1782 円	178 円
	(5) 2 時間 30 分以上 3 時間未満	200	2000 円	200 円		2036 円	204 円
	(6) 3 時間以上	250	2500 円	250 円		2545 円	255 円
移動介護緊急時支援加算(1 日につき)		240	2400 円	240 円		2443 円	244 円

※重度訪問介護加算（居宅介護を利用している方は該当しません）

（５）利用者負担額

所得区分	世帯の収入状況	月額負担額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得 1	市区町村税非課税世帯であって障がい本人の収入が 年収 80 万（障がい基礎年金 2 級相当額）以下の方	0 円
低所得 2	低所得 1 以外の市区町村税非課税世帯の方	0 円
所得 16 万円未満	市区町村税課税世帯	9,300 円
所得 16 万円以上		37,200 円
※児童の場合、一般の所得割が 28 万円未満の場合、4,600 円 生活保護、低所得 1・2 世帯の方は 0 円となります。		

（６）介護給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

居宅介護等サービスに係る利用者負担額は、市区町村が定める利用者負担上限月額（居宅介護サービスに要した総費用額の 1 割相当額が低い場合には、引く方の額）となります。

また障害福祉サービスに要した総費用額から利用者負担額を差し引いた額を介護給付費として事業者が受領します。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第 31 条により特例の適用を受ける場合は、市区町村が定める額となります。

様の月額負担上限額は市区町村が定めた月額 円です。

ただし、他事業者からも指定障害福祉サービスの提供を受け、利用者負担額の合計が月額負担上限額を超過する場合は、利用者が依頼した利用者負担上限管理事業者が算定し、当該事業者利用者負担額をお支払いいただきます。

(7) 交通費/キャンセル料

交通費	ご利用者の居宅が、通常の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求します。 なお、2の「事業の実施地域」でのサービス提供については、交通費は無料です。	
	実施地域を越える地点から、片道 10 km未満	200 円
	実施地域を超える地点から、片道 10 km以上 15 km未満	300 円
	事業所の実施地域を超える地点から、片道 15 km以上の 場合、1 kmを超える毎	20 円
キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記のキャンセル料を請求します。	
	前日 20 時までのご連絡の場合	キャンセル料不要
	急変による場合	キャンセル料不要
	当日キャンセルの場合	1,200 円

(8) その他費用等について

- ① サービス提供にあたり必要となるご利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は、ご利用者の負担となります。
- ② 通院、外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求いたします。
- ③ ご利用者がまだ障害区分認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦、お支払いいただきます。区分認定を受けた後、自己負担額を除く金額は介護給付から払い戻されます（償還払い）。
また、サービス等利用計画書が作成されていない場合も償還払いとなります。
償還払いとなる場合は、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。「領収書」を添えてお住まいの市町村に障害福祉サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。
※事業者が法定代理受領を行わない場合のみ
- ④ 介護給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ⑤ 経営状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は、事前に変更の内容と変更事由について 2 ヶ月前までに説明いたします。

9 利用料金の支払い方法

- (1) 月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月 15 日までに利用者に送付します。
口座振替の場合は、事業者は毎月 27 日（金融機関が休みの場合は翌営業日）に振替を行います。
- (2) 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、翌月の請求書と一緒に前月分のお支払いいただいた料金の領収書を送付します。
- (3) 現金及び口座振込の場合は、利用者が 27 日までに支払います。振込手数料は利用者負担となります。
- (4) 利用料金の支払いは、1 ヶ月毎に計算し、翌月 27 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

1. 口座引き落とし 2. 現金によるお支払い 3. 銀行振り込み
(振込先)

金融機関	GM0 あおぞらネット銀行
支店名	法人第二営業部
口座番号	(普通) 2235996
預金口座名義	株式会社 Real 代表取締役 徳留龍毅

10 緊急時における対応方法

サービス提供中にご利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに下記の主治医又は家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

ご利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（ご利用者との続柄）	
	電話番号	

事業所の窓口	担当	徳留 龍毅
	電話番号	080-8730-3764 (24 時間対応)

11 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関、市町村等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して行った処置について記録します。

また事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	損害賠償保険

1 2 秘密保持

- (1) 訪問介護員等は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密事項を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- (2) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での居宅介護サービス等の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、関係市町村及び関係機関への情報提供については、必ず利用者又はその家族の同意を得るものとする。

1 3 身分証携行義務

訪問介護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者又はご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 4 身体拘束の適正化

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う際は、本人又は家族に対して、身体拘束の内容、理由、期限等について説明し同意を得た上でその様態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

1 5 虐待防止に関する対策

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行います。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

虐待防止に関する担当者	徳留 龍毅
-------------	-------

事業所は、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等障害者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

1 6 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を行います。

- (1) 感染症の予防及びまん延のための対策を検討する委員会を6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

17 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を行います。

- （１） 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- （２） 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 ハラスメントの防止

事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の職業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を行います。

なお、ご利用者からの下記の行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解、ご了承ください。

- ・ 暴力または乱暴な言動、無理な要求
- ・ 物を投げる、怒鳴る
- ・ 刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・ 対象範囲外のサービスの要求

（セクシャルハラスメント）

- ・ 訪問介護員の体を触る、手を握る
- ・ 腕を引っ張り抱きしめる
- ・ ノード写真を見せる
- ・ 性的な話し、卑猥な言動をする など

19 天災不可抗力

契約の有効期間中、地震、噴火等の天災、その他事業所の責めに帰すからざる事由により、本サービスの実施ができなくなった場合には、以後、事業者はご利用者に対して本サービスを提供すべき義務を負いません。

また、大雪、大雨、強風等悪天候の場合は、訪問時間を遅延もしくは中止となる場合があります。

20 苦情、相談窓口

事業所窓口 ケアサポート Real	所在地 : 足利市福富町 1068-1 黒田貸家 F 号棟 電話番号 : 0284-64-7842 携帯 080-8730-3764 受付時間 : 8:00~18:00 担当 : 徳留 龍毅
足利市健康福祉部 障がい福祉課	所在地 : 足利市本城 3-2145 番地 電話番号 : 0284-20-2134 受付時間 : 8:30~17:15
栃木県福祉サービス 運営適正化委員 (栃木県社会福祉協議会)	所在地 : 宇都宮市若草 1-10-6 電話番号 : 0286-22-2941 受付時間 : 9:00~16:00
佐野市こども福祉部 障がい福祉課	所在地 : 栃木県佐野市高砂町 1 電話番号 : 0283-20-3025 受付時間 : 8:30~17:15
栃木県福祉サービス 運営適正化委員 (栃木県社会福祉協議会)	所在地 : 宇都宮市若草 1-10-6 電話番号 : 0286-22-2941 受付時間 : 9:00~16:00
栃木県国民健康保険 団体連合会	所在地 : 宇都宮市本町 3-9 合同ビル 6 階 電話番号 : 028-643-2220 受付時間 : 9:00~17:00 (月曜日~金曜日)
館林市高齢障がい政策課 障がい福祉係	所在地 : 群馬県館林市城町 1 番 1 号 電話番号 : 0276-47-5128 受付時間 : 8:30~17:15
太田市障がい福祉課	所在地 : 群馬県太田市浜町 2 番 35 号 電話番号 : 0276-47-1929 受付時間 : 8:30~17:15
邑楽町福祉介護課 障害福祉係	所在地 : 邑楽町大字中野 2570 番地 1 電話番号 : 0276-47-5024 受付時間 : 8:30~17:15
群馬県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 : 前橋市新前橋町 13-12 電話番号 : 027-255-6669 受付時間 : 9:00~17:00 (月曜日~金曜日)
群馬県国民健康保険 団体連合会	所在地 : 前橋市元総社町 3 3 5 番地の 8 電話番号 : 0272-90-1323 受付時間 : 9:00~17:00 (月曜日~金曜日)

21 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

訪問介護サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

(事業者)

名 称 株式会社 Real
所在地 足利市福富町 1068-1 黒田貸家 F 号棟
代表者 代表取締役 徳留 龍毅 印

(説明者)

所 属 ケアサポート Real
氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護の提供開始に同意し、交付を受けました。

(利用者)

住 所 _____
氏 名 _____ 印

(家族・代筆者または立会人等)

住 所 _____
氏 名 _____ 印

利用者との続柄 _____
連絡先 _____